

日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則 の一部改正について

I 改正の背景

- (1) 総務省が平成 21 年 10 月から行った「グローバル時代における ICT 政策に関するタスクフォース」における検討において、NTT 東西の業務範囲規制については、ICT の利活用を促進し、ブロードバンドの普及を図る観点から、機能分離等の更なる公正競争確保を図った上で、市場の環境変化や消費者ニーズに迅速に対応できるよう必要な制度・ルールの見直しを行うことは、一定の合理性があるものと考えられるとされた。
(『「光の道」構想実現に向けて取りまとめ』(H22.12.14))
- (2) 平成 23 年 5 月 26 日、第 177 回国会において、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 58 号）が成立し、これにより、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和 59 年法律第 85 号）第 2 条の一部が改正され、NTT 東西が営むことができる活用業務等に係る現行の認可制を事前届出制とすることとされた。
- (3) 本件は、この改正において、届出の手續や、届出事項の内容について、省令で定めることとされていることを受け、日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則（昭和 60 年郵政省令第 23 号）の一部を改正するもの。

II 省令案の概要

1. 届出の手續について（第 1 条、第 2 条、第 2 条の 2 関係）

- NTT 若しくは NTT 東西が目的達成業務を営もうとするとき、又は NTT 東西が自らの業務区域以外の都道府県において地域電気通信業務を営もうとするときは、業務開始の日の 7 日前までに、必要な事項を届け出なければならないこととする。
- NTT 東西が活用業務を営もうとするときは、業務開始の日の 30 日前までに、必要な事項を届け出なければならないこととする。

2. 届出書に記載された事項の公表（第 2 条の 3 関係）

- 総務大臣は、これらの届出を受理した場合は、速やかに、届出書に記載された事項をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

III 施行期日

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（同法の公布の日（平成 23 年 6 月 1 日）から 6 月を超えない範囲において政令で定める日）から施行する。